２　限界管理基準値

⑴　まさば対馬暖流系群　117千トン（親魚量の過去最小値）

⑵　ごまさば対馬暖流系群　31千トン（親魚量の過去最小値）

３　禁漁水準値

⑴　まさば対馬暖流系群　13千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

⑵　ごまさば対馬暖流系群　４千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第４　漁獲シナリオ

１　目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

⑴　まさば対馬暖流系群　令和６年度（2024年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和17年（2035年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１⑴の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

⑵　ごまさば対馬暖流系群　令和６年度（2024年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和17年（2035年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１⑵の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

２　漁獲圧力

⑴　（略）

⑵　ごまさば対馬暖流系群　１⑵の規定を踏まえたごまさば対馬暖流系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

①～③　（略）

３　漁獲可能量の算定方法

⑴　管理年度当初の漁獲可能量の設定について

まさば及びごまさばは、同時に漁獲され、魚種別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であることから、まさば対馬暖流系群及びごまさば対馬暖流系群の管理に関しては、漁獲可能量は、次の①及び②に掲げる両魚種の生物学的許容漁獲量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。

①　（略）

②　ごまさば対馬暖流系群　資源評価において示される当該管理年度の資源量に、２⑵の漁獲圧力及び0.95（資源評価対象水域における外国による漁獲を考慮するための値）を乗じた値

⑵　管理年度途中の漁獲可能量の調整について

令和６管理年度における暫定的な措置として、まさば対馬暖流系群又はごまさば対馬暖流系群について、本則第１の２⑷②イの規定に基づき、以下の方法により漁獲可能量を調整することができる。

①～④　（略）

第５　大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の１及び２に定めるとおりとする。

１　まさば及びごまさば対馬暖流系群大中型まき網漁業

⑴・⑵　（略）

２　まさば及びごまさば対馬暖流系群その他大臣許可漁業

⑴・⑵　（略）

２　限界管理基準値

⑴　まさば対馬暖流系群　143千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）

⑵　ごまさば東シナ海系群　51千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）

３　禁漁水準値

⑴　まさば対馬暖流系群　22千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

⑵　ごまさば東シナ海系群　８千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第４　漁獲シナリオ

１　目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

⑴　まさば対馬暖流系群　令和元年（2019年）の資源評価に基づき、親魚量が令和12年（2030年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１⑴の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

⑵　ごまさば東シナ海系群　令和元年（2019年）の資源評価に基づき、親魚量が令和12年（2030年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１⑵の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

２　漁獲圧力

⑴　（略）

⑵　ごまさば東シナ海系群　１⑵の規定を踏まえたごまさば東シナ海系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

①～③　（略）

３　漁獲可能量の算定方法

⑴　管理年度当初の漁獲可能量の設定について

まさば及びごまさばは、同時に漁獲され、魚種別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であることから、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の管理に関しては、漁獲可能量は、次の①及び②に掲げる両魚種の生物学的許容漁獲量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。

①　（略）

②　ごまさば東シナ海系群　資源評価において示される当該管理年度の資源量に、２⑵の漁獲圧力及び0.95（資源評価対象水域における外国による漁獲を考慮するための値）を乗じた値

⑵　管理年度途中の漁獲可能量の調整について

令和６管理年度における暫定的な措置として、まさば対馬暖流系群又はごまさば東シナ海系群について、本則第１の２⑷②イの規定に基づき、以下の方法により漁獲可能量を調整することができる。

①～④　（略）

第５　大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の１及び２に定めるとおりとする。

１　まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群大中型まき網漁業

⑴・⑵　（略）

２　まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群その他大臣許可漁業

⑴・⑵　（略）